

定例委員会の開催状況

第1 日 時 平成13年8月2日(木)
午前10時00分 ~ 午後0時30分

第2 出席者

1 国家公安委員会側

村井委員長

岩男、磯邊、渡邊、荻野、安崎各委員

2 警察庁側

長官、次長、官房長、生活安全局長、刑事局長、交通局長、
情報通信局長、官房審議官(警備局担当)

第3 議事の概要

1 議題事項

(1) 国家公安委員会への意見・要望文書等の措置について

国家公安委員会のインターネット・ホームページの受信電子メール、
書簡等について閲覧し、回答を要するか否かの判断を行った。回答を
要するものについては、その内容を一部修正のうえ了承した。

2 報告事項

(1) 「警察の被害者援助に関する検討会」第1回会合について

警察庁から、「『警察の被害者援助に関する検討会』第1回会合が

7月25日に開催され、警察本部長等がとるべき援助の措置に関して国家公安委員会が制定する指針の骨子案について検討が行われた。」旨の報告があった。

(2) 平成13年度第1四半期監察の実施状況について

警察庁から、「警察庁及び管区警察局は、警察庁の附属機関、地方機関の一部と全都道府県警察に対し、監察の強化、職務倫理教養と身上把握の推進状況、留置管理業務の適正な実施等の各項目について監察を実施した。」旨の報告があった。

委員から、「本来、監察部門はなくても不祥事など起きない組織が理想的で、本来少数でよいはずであり、個人的には、同部門が増強されていくことに疑問を感じる。また、警察庁や警察本部からの通達類の遵守のチェック等、形式的な監察となっているため、不祥事案を根絶できないのではないかと思う。同通達類は現場の方々からの自発的な提案ではなく、また、不祥事案に対する自らの問題意識もないため、過去の他者の失敗を教訓とせず、結果として徹底しないような印象を受けるがこの点どう思うか。その意味で監察の基本的なあり方について再検討の余地がある。さらに、今回の報告の書き方では、どこに不祥事の原因があるのか、具体的な問題点がわからない。」との質問があり、警察庁から、「監察部門は体制を強化したばかりであり、当面は現在の体制を維持し、予防監察の観点からの不祥事案防止対策を講じることとしているが、不祥事案が根絶され規律が保持されれば、体制の縮小も考えられる。御指摘の『通達類の不徹底』の件は、やはり各人が日頃から十分認識する必要がある。なお、本来の監察のあり方は、実態把握を通じて『各種業務を適正かつ効率的に行うための方法』を主眼として改善することだと思う。都道府県警察において自らの判断で対処するという意識が強まれば、監察のあり様も変わってくるものと思われる。」旨、説明があった。

別の委員から、「『監察体制の強化』を踏まえた今回の監察報告について非常に関心があった。しかし、他の委員の御指摘のとおり、何

がポイントでどこを重点的に実施したのか、よく理解できない。不祥事案対策の推進状況は各項目ごとの報告となっているが、抽象論が多く具体例に乏しい。」旨の発言があった。

これに関連し、別の委員から、「先般、神奈川県と奈良県の公安委員会が、各県警察の不祥事案の発生を踏まえ監察の指示を行っているが、これらの結果について関心を持っている。また、何が原因でこれらの不祥事案が発生したのかについても関心があるところである。」旨の発言があった。

(3) 平成13年上半期の懲戒処分者数について

警察庁から、「本年上半期の全国警察職員の懲戒処分者数は、懲戒免職13人、停職38人、減給69人、戒告95人の合計215人である。」旨の報告があった。

(4) 殉職事案の発生について

警察庁から、「高知県警察の警部補が、7月26日、交通事故処理中に普通貨物自動車に跳ねられ、殉職した。」旨の報告があった。

(5) 最近の不祥事案について

警察庁から、

「近畿管区警察学校の学生が、3月1日、研修旅行中、品位を損なう行為を行った事案に関し、8月3日、警察庁等は引率責任者であった警視等を戒告処分等とし、関係警察は行為者を本部長訓戒とする予定である。

大阪府警察の巡査部長が、7月27日、酒気を帯びて普通乗用車を運転中、他の車両等に接触し逃走した事案に関し、同日、同府警察は、同人を道路交通法違反で現行犯逮捕するとともに、29日付けで懲戒免職の処分とした。」

旨の報告があった。

(6) 平成 1 2 年中における自殺及び家出の概要について

警察庁から、「昨年中における自殺者の総数は 3 1 , 9 5 7 人で、前年に比べ 3 . 3 % 減少した。また、同年中に捜索願を受理した家出人は 9 7 , 2 6 8 人で、前年に比べ 1 0 . 1 % 増加した。」旨の報告があった。

委員から、「自殺及び家出の統計について、可能であればそれぞれ各項目の男女別も作成してほしい。」との発言があり、警察庁から、「作成する。」旨、説明があった。

(7) 平成 1 3 年上半期における少年非行等の概要について

警察庁から、「本年上半期の少年非行等の概要は、刑法犯少年の検挙人員が 3 年ぶりに増加し、依然として非行の凶悪化、粗暴化の状況がうかがわれるほか、少年が被害者となる犯罪も増加しており、少年非行、被害の両面において、憂慮すべき状況にある。」旨の報告があった。

委員から、「本統計についても、各項目に男女別があるとちょっと理解がしやすい。」との発言があった。

(8) 平成 1 3 年上半期における生活経済事犯の取締状況について

警察庁から、「本年上半期の生活経済事犯については、コンピュータ・ネットワークを利用した事犯や産業廃棄物事犯の検挙が増加した。」旨の報告があった。

(9) 平成 1 3 年上半期における銃器情勢について

警察庁から、「本年上半期の銃器情勢は、銃器発砲事件の発生件数及びこれに伴う死者数が昨年同期と比べて大幅に増加した。また、けん銃の押収丁数も、昨年同期と比べて増加した。」旨の報告があった。

(10) 平成 1 3 年上半期の犯罪情勢について

警察庁から、「平成 1 3 年上半期の刑法犯認知件数は、 1 2 8 万 8 ,

381件で、前年同期と比べて、約17万件増加した。重要犯罪については、特に、強盗及び強制わいせつの増加が目立ち、重要窃盗犯については、すべての手口で増加し、特に自動車盗の増加が目立っている。」旨の報告があった。

委員から、「犯罪の認知件数が増加していることは、『日本は安全な国である。』という『安全神話』とどのように整合するのか。」との質問があり、警察庁から、「安全を、全刑法犯の検挙率を指標として判断するとすれば、治安はかなり低下している。しかし、同統計数値と体感治安が低下していることとは必ずしも直結しないと思われる。日本は安全な国ではなくなったかどうかについては、受け止め方に個人差があると思われる。」旨、説明があった。

別の委員から、「暴力団事務所使用の制限命令について、例えば3か月間の使用制限を命令しても、その期間が過ぎれば効果がないので、暴力団の抗争事件が発生すれば以後一切使用できないような措置を講じるべきではないか。」との発言があり、警察庁から、「暴力団の抗争事件が発生すると同事務所が攻撃対象となるが、同事務所を使用させないことにより、他の暴力団が同事務所を攻撃することがなくなる。付近の方々の不安感を除去することが目的の一つである。さらには、同事務所の使用制限を命令した後、住民運動等により同事務所の撤去を行う方法等もある。」旨、説明があった。

(11) 第19回参議院議員通常選挙の違反取締りについて

警察庁から、「検挙総数については、8月1日現在、68事件98人であり、平成10年の前回同時期と比べて、31事件52人増加した。警告状況については、投票日現在、3,757件であり、前回同時期と比べて485件の減少となっている。」旨の報告があった。

(12) 指名手配中の五代目山口組若頭補佐の逮捕について（栃木県警察、静岡県警察）

警察庁から、「栃木県警察は、7月31日、大阪府警察が銃砲刀剣

類所持等取締法違反被疑者として指名手配していた指定暴力団五代目山口組若頭補佐を発見し、静岡県警察の応援を得て、同人を逮捕した。」旨の報告があった。

(13) 平成13年上半期における暴走族の動向及び取締状況について

警察庁から、「暴走族のい集・走行回数、参加車両台数は昨年同期と比べて増加した。検挙人員は昨年同期と比べて若干下回ったが、逮捕者数は年々増加している。」旨の報告があった。

(14) 平和記念式典等をめぐる動向と警察措置について

警察庁から、「8月6日、広島市主催による『原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式』が、9日、長崎市主催による『被爆56周年長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典』がそれぞれ開催され、政府要人等が出席する予定である。これら式典の開催に伴い、広島県警察等の関係警察では、所要の体制で警護警備を実施することとしている。」旨の報告があった。

(15) 中国国営企業関係者らによる職業安定法等違反事件の摘発について

警察庁から、「警視庁は、中国人を通訳と詐称して入国させ、全国のホテルに斡旋・紹介した上、その賃金を中間搾取していた日本人と中国国営企業関係者を職業安定法等違反容疑で検挙した。」旨の報告があった。

3 その他

(1) 委員から、「昨日、パトカーがエンジンストップしているのを目撃したが、これらの警察車両の整備は警察内部で毎日行っているのか。また、耐用年数が経過した装備品等はどのように処分されるのか。」との質問があり、警察庁から、「車両については、各部署ごとに運行前に点検を行っており、民間の整備工場に定期点検を委託する場合は

多い。また、装備品等の処分方法について、警察の各種標章等、警察が独自に使用する部分はずすなどして入札を行い、歳入に計上するとともに、どうしても使用できない物については廃棄処分する。」旨、説明があった。

(2) 委員から、「本日は、本年上半期の調査結果報告が多かったが、これらの報告は、行政機関の行政効果の把握と密接に関連している。サービス業の業績を上げている企業の経営方法等が、行政効果をデータでチェックする観点から参考になると思う。業務の効果を把握しながら、各種の問題が生じた際、迅速に対処する仕組みを組織として構築する。現場強化のために管理部門もよく考えてもらい、第一線現場の機動力を強化していくことが非常に重要であると思う。」旨の発言があった。

(3) 委員から、「先日、兵庫県明石市で発生した雑踏事故の件で、雑踏警備のあり方の一つの基本として、主催者側の自主警備が一応の原則と思われるが、報道等によれば、その認識が全体的に希薄で議論されているような印象を受けている。今回の事故を2度と起こさないためにも、世論に対する自主警備の認識の甘さについての警鐘と警察側の反省教訓を含めて、『自主警備の原則』と『警察の責務』との問題について、別途調査等されて整理することについても検討してほしい。」旨の発言があった。

これに関連して、委員長及び他の委員から、次の旨の発言があった。

委員長

委員の御指摘にある意味で相通じるところがある。本件事故の発生後の記者会見においても、「委員長の立場としては、具体的事案について現在捜査本部を設けて解明中であるため、コメントは差し控えさせていただく。私見としては、一般論として警察側は常に用心する方向で行動することが多いが、イベント等の警備が無事終了

した場合でも、周囲から、しはしば過剰警備や警備無用等の指摘がなされるところである。実際、イベント等において用心深い警備を行っていたから無事終了したということが表裏にある。」旨、申し上げたところである。

委員

警察は警備の専門家であるので、それなりの能力、装備、人員を有しているはずである。主催者側の計画を聞いて専門家としての判断ができるはずである。この点、警察がどう対応していたのか疑問である。警察の関与が少し足りないような印象を受ける。

委員

（上記の）委員と同感であり、本件について責任の所在を調査し、今後の教訓を残してほしい。市民は初詣等に出かけた際、誰が責任者であるなど考えておらず、無事に帰れるものだと思っている。市民は今回のようなイベントにおいて、警察は頼りになる存在として守ってくれるものと思っている。どのような議論をするにしても、一般の市民がどのように考え、受け止めているかという視点は最後まで抜け落ちないようにしてほしい。

委員長及び各委員の発言に対し、警察庁から、「御指摘の点について十分検討し、改めて報告したい。なお、本件については事実関係の確定を待って、具体的な責任の所在等が判明するものと考えている。基本的には、各種イベントについて、いかに安全に行うかを主催者側と協議した上で警備を行っている。今回の事故はどこに問題があったのか、現在調査している。しかしながら、市町村等主催のこの種のイベントは最近大変多く、警察としては、開催について改めて検討していただく必要もあるのではないかと考えている。」旨、説明があった。